

安全で住みやすい 健康都市を目指して

「大府市狭あい道路の整備制度」

- ★後退用地等を買収します。
- ★測量の費用を負担します。
- ★分筆登記の費用を負担します。
- ★所有権移転登記の費用を負担します。



狭い道路はこ
んなに問題点
が…！

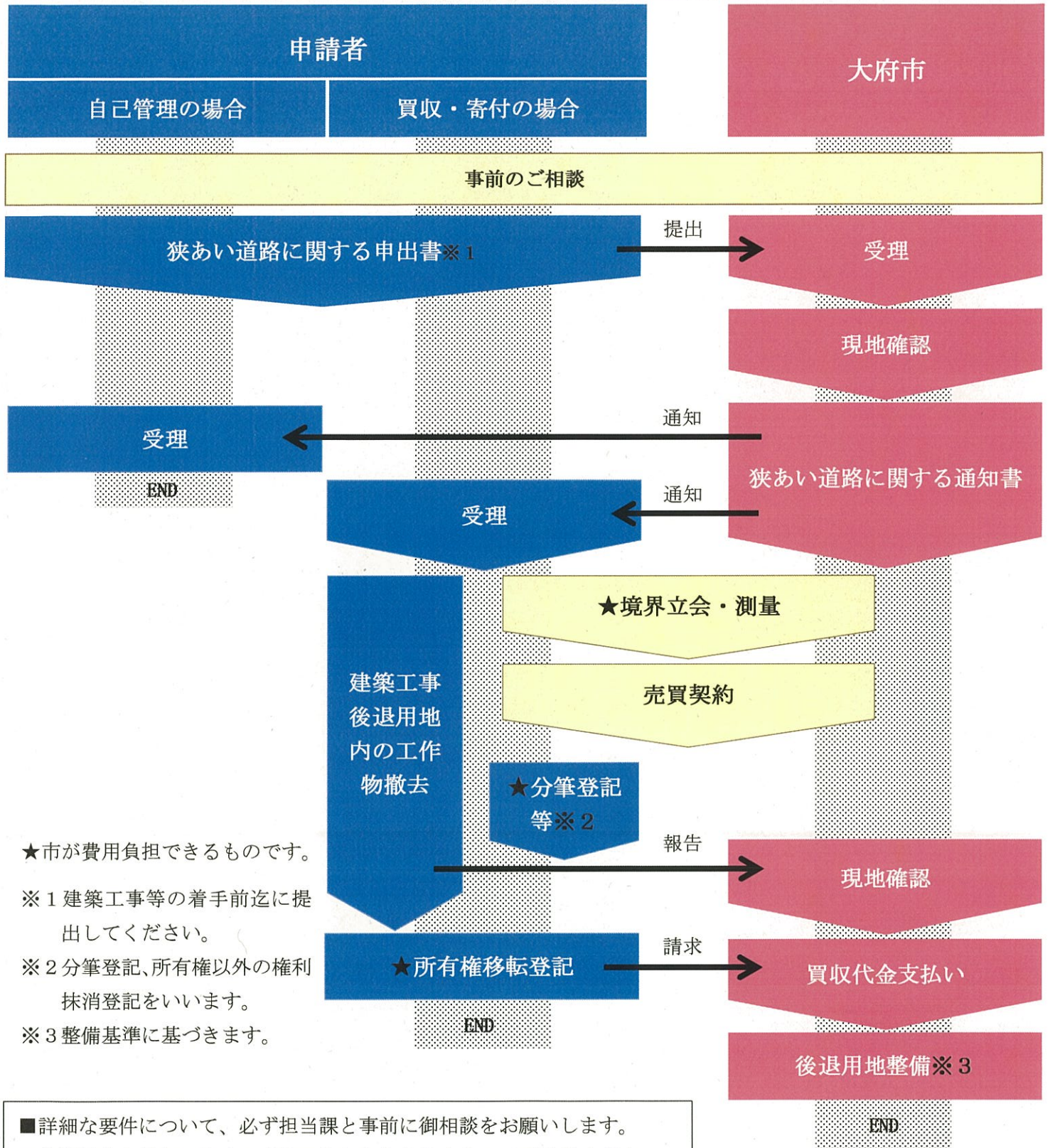
- 歩行に危険で自転車も走りにくい。
- 災害時の避難に支障がある。
- 救急車や消防車が入りにくい。
- 災害時に延焼しやすい。
- 日当たりや風通しが悪い。
- 不動産取引時のトラブル発生。
- 建替えが困難。
- 老朽家屋・空き家の増加。
- 境界について近隣とのトラブル発生。

私たちの身近にある生活道路は、住みやすい環境を守るうえで重要な役割を担っています。

ところが、大府市内には道路幅が4メートルに満たない、いわゆる「狭あい道路」が数多くあり、救急・消防活動や交通、日照など住みやすい環境をつくるうえで大きな障害となっています。

そこで、このような問題を解決するために、地域の共通の財産である生活道路の幅を広げる必要があります。地域の住民の皆様のご理解とご協力をいただき「安全で住みやすい健康都市をめざして」まちづくりを進める制度です。

手続きの流れ



★市が費用負担できるものです。

※1 建築工事等の着手前迄に提出してください。

※2 分筆登記、所有権以外の権利抹消登記をいいます。

※3 整備基準に基づきます。

- 詳細な要件について、必ず担当課と事前に御相談をお願いします。
- 後退用地を買収できるのは次のとおりとなりますのでご注意ください。
 - (1) 後退用地が市街化区域内にある場合
 - (2) 後退用地が市街化調整区域内の市道認定がある後退道路に面する場合
 - (3) その他市長が特に対象と認めた場合
- 上記にかかわらず、境界が明確にならない場合、現地確認時に後退用地内に建築物が残っている場合などについては買収ができず、測量費等も申請者の自己負担となりますのでご注意ください。

申請・お問い合わせ窓口
 大府市建設部建築住宅課建築指導係
 電話 0562-45-6314
 " 維持管理課管理係
 電話 0562-45-6232